

H29 12.18 受領

平成29年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第61号 不当利得返還請求上告事件

(原審・京都地方裁判所平成29年(レ)第37号)

判 決



上告人



同訴訟代理人弁護士

上 田 敦

同

小 川 顕 彰

同

石 垣 元 庸

同

田 原 卓 哉

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被上告人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

福 田 吉 孝

同訴訟代理人支配人

横 山 勇 夫

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

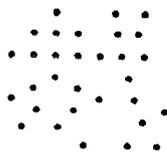
訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

本件は、上告人が被上告人（貸金業者）に対し、継続的金銭消費貸借契約に基づき、平成28年7月1日時点における過払金元金120万3792円及び確定過払利息47万3042円の合計（167万6834円）及び同過払金元金に対する同月2日から支払済みまでの年5%の割合の過払利息の支払を求めた事案である。

第1審は、上告人の請求を、平成28年7月1日時点における過払金元金118万3695円及び確定過払利息46万3895円の合計164万7590円及び同



過払金元金に対する同月2日から支払済みまでの年5%の割合の過払利息の支払を求める限度で認容した。

被上告人が第1審判決の敗訴部分について控訴したところ、原審は、同控訴に基づき、同敗訴部分を取り消し、同部分に係る上告人の請求を棄却した。

第2 上告理由について

1 原審の適法に確定した事実関係は、次のとおりである。

(1) 上告人は、平成10年8月19日、被上告人との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済を繰り返すことを予定した金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した。当初の約定利率は年29.2%、約定遅延損害金率は年39.931%であった。

上告人は、平成10年8月19日から平成18年9月6日までの間、本件基本契約に基づき、原判決別紙計算書のとおり、借入れ及び弁済をした。

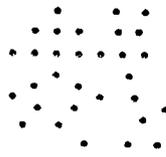
同日までの弁済について利息制限法に従った充当計算を行った場合の貸金元本債務は、28万6831円であった。

(2) 上告人と被上告人は、平成18年12月5日、「支払いに関する和解書A」と題する書面により、次のとおりの合意（以下「本件合意」という。）を締結した。

ア 上告人は、被上告人に対し、平成18年12月5日時点で、本件基本契約に基づく残債務金167万5095円（うち貸金元金145万2551円、約定利息金3万0841円、約定遅延損害金19万1703円）の支払義務があることを認める。

イ 上告人は、被上告人に対し、前記アの残債務金のうち150万円を和解金として、平成18年12月から平成21年5月まで毎月5日限り（ただし、初回は平成18年12月6日限り。）5万円ずつ30回に分割して支払うものとし、分割支払期間中の利息は発生しないものとする。

ウ 上告人が前記イの分割金の支払を遅滞なく行ったときは、被上告人は、その余の請求を放棄する。



エ 上告人と被上告人は、上告人と被上告人との間には、本件合意に定めるもののほか、本件基本契約について何らの債権債務もないことを相互に確認する。

(3) 上告人は、平成18年12月6日から平成21年6月8日までの間、本件合意に基づき、原判決別紙計算書記載のとおり合計150万円を支払った。

2 原審は、次のとおり説示し、上告人の請求を全部棄却すべきであるとして、第1審判決における被上告人敗訴部分を取り消し、同部分に係る上告人の請求を棄却した。

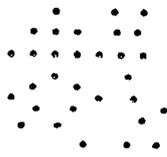
(1) 平成18年12月5日に本件合意を締結した際、上告人は頻繁に本件基本契約に基づく債務の支払を遅滞しており、権利関係が不確定な状況にあったから、民法695条所定の「争い」が存在した。

(2) 上告人の被上告人に対する本件基本契約に基づく借入金残債務と被上告人の上告人に対する過払金返還債務とは表裏の関係にあるから、同過払金返還債務も本件合意における和解の対象事項である。

(3) 以上によれば、本件合意により、本件合意時点で、上告人の被上告人に対する本件基本契約に基づく借入金残債務は167万5095円に確定したといえるから、上告人が借入金残債務の存否及び額について錯誤があるとして本件合意の無効を主張することは、和解の確定効に抵触するものとして許されない。本件合意以降の上告人の被上告人に対する支払は、本件合意に基づいて確認された債務の弁済に当たり、これにより過払金返還債務は発生しない。

3 しかし、原審の前記2の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 原審の適法に確定した事実関係によれば、本件合意は、被上告人が約定利率及び約定遅延損害金率に基づいて算定した平成18年12月5日における貸金元金(145万2551円)、約定利息金(3万0841円)及び約定遅延損害金(19万1703円)の支払義務を認め、これらの合計金額167万5095円のうちの150万円の分割支払いを定めるとともに、上告人が約定どおり分割支払い



をした場合には、被上告人がその余の約定遅延損害金の支払義務を免除するという趣旨で締結された合意であると認められる。また、記録によれば、上告人が分割支払いを怠ったときは、被上告人の和解取り消しの請求により、上告人は貸金残元金に対する約定の遅延損害金率による金員を支払うという趣旨で締結された合意であることもうかがわれる。

そうすると、本件合意は、それまでの弁済を約定の利率及び遅延損害金率に基づいて充当計算した残債務額を前提として、その弁済方法について合意したものであり、残債務額については民法695条にいう「争い」の対象となつてはいなかったと認められる（記録によれば、被上告人は、本件合意当時、弁済充当の計算方法や残債務額について当事者間に争いがあったことを裏付ける具体的事情について、何ら主張立証してない。）。

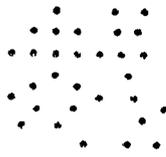
(2) 前記確定事実によれば、本件合意当時、それまでの弁済を利息制限法に従って充当計算した場合の残元本債務は28万6831円であったというのであるから、本件合意の前提となった残元本債務額とは大きな差があり、上告人がこのことを知っていれば本件合意を締結するはずのなかったことは明らかである。したがって、本件合意は、その前提事実についての錯誤があるから、無効というべきである。

上告人が残債務額についての錯誤を理由として本件合意の無効を主張し、利息制限法に従った充当計算に基づく残債務額28万6831円を前提としてその後の弁済の充当計算を行い、過払金の不当利得返還請求をすることは、本件合意の確定効（民法696条）によって妨げられない。

第3 結論

以上によれば、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。原審の適法に確定した事実関係によれば、第1審判決は相当であり、被上告人の控訴は理由がない。

よって、原判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却することとし、主文のとおり判



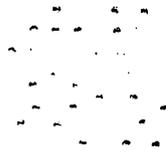
決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 山 下 郁 夫

裁判官 杉 江 佳 治

裁判官 森 脇 淳 一



COPY

COPY

これは正本である。

平成29年12月15日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

濱 潤 貴 広

COPY

COPY

COPY